

## 2010年度（平成22年度）第1回福山市入札監視委員会会議概要

### 1 会議名

2010年度（平成22年度）第1回福山市入札監視委員会

### 2 開催日時・場所

2010年（平成22年）5月18日（火）午後3時～午後4時  
福山市役所議会棟3階 第5委員会室

### 3 出席委員

中山委員，相原委員，西原委員，坂本委員，神原委員

### 4 出席した職員

建設管理部長，土木部長，農林土木部長，水道局業務部長，水道局工務部長，建設政策課長，  
契約課長，技術検査課長，道路維持課長，農林整備課長，水道局経理課長，水道局配水課長

### 5 会議の概要

#### (1) 2009年度（平成21年度）の契約状況等について

契約課長から次のとおり説明を行った。

2009年度の福山市発注分の入札件数は974件で，その落札率は82.55%，水道局発注分は189件で，83.08%であった。福山市発注分の落札率について，2005年度と比較すると4.9ポイント低下しているが，2006年度と比較すると2ポイント，2007年度と比較すると7.8ポイント，2008年度と比較すると3.2ポイント上昇している。水道局発注分の落札率は，2008年度を除けば，概ね福山市発注分と同様である。福山市発注分の落札率が2008年度から上昇した要因としては，2005年度から段階的に公募型指名競争入札や条件付一般競争入札の対象を順次拡大したことにより，競争性が向上したものの，一方では，過度な低価格での受注による建設労働者や下請業者へのしわ寄せなどの懸念から，2007年度に低入札価格調査制度を廃止し，最低制限価格制度に一元化したこと，2008年度において，企業の健全経営に配慮する観点から，最低制限価格に係る経費分について算定基準を見直したこと，2008年末からの未曾有の経済危機に対応し，企業の健全経営の観点から，2009年度において最低制限価格の見直しを行ったこと，さらには，今日の厳しい経済状況や雇用情勢に対応するため，地元企業の更なる支援措置として，本年3月10日から最低制限価格の更なる見直しを行ったことによるものと考えている。

なお，前回の委員会での他都市の最低制限価格制度の状況を知りたいとお尋ねについては，調査の結果，本市を除く中核市40市のうち，最低制限価格制度を導入している市は36市あり，そのうち本市と同様に中央公契連モデルに準拠している市は15市であった。それ以外では，予定価格の一定割合としている市は11市，入札金額の平均から設定している

市は2市，中央公契連モデルに準拠した金額と入札金額の平均とを比較して設定する市は2市などであり，算定式を非公表としている市は4市であった。

(2) 抽出案件の審議

- ア 歩道整備工事（旭ヶ丘1号線）
- イ 春日樋尻樋門改修工事
- ウ 配水管布設工事【総合評価方式】
- エ 配水管布設及び布設替工事【総合評価方式】
- オ 配水管修繕工事

アからオについて，契約担当課長及び当該工事担当課長が，それぞれの工事について説明を行った。

(3) 入札及び契約手続の運用状況等についての報告

指名除外措置運用状況について，契約課長から本年1月から3月まで該当がないことの報告を行った。

(4) 次回委員会の開催日時について

2010年（平成22年）9月中旬を目途に事務局で調整する。

(5) 次回委員会で審議の対象とする工事の抽出方法について

次回の事案の抽出は，本年4月から7月分を対象とし，相原委員が担当する。

6 発言の趣旨

主な質疑応答は，次のとおりである。

抽出案件の審議

ア 歩道整備工事（旭ヶ丘1号線）について

Q1 今回の対象となる工事は，平成22年1月1日から3月31日までの3か月のものであるが，前回に比べ，契約件数も金額も大幅に減少し，落札率を見ると，91.1%が最も高く，ついで90.9%であり，それ以外はすべて90%未満となっている。他の失格率が高い事案でも落札率が高いものは見当たらなかった。参加者が2社ないし4社と少ない事案が散見されるが，それらは特定の種別の工事となっている。この事案は，39社中38社が失格し，今回最も高い失格率となった事案である。落札率は84.0%とさほど高くないが，入札状況等を知りたい。

A1 この工事は歩道整備工事であり，道路改良工事として積算しているが，他の道路舗装工事などと比べ，最低制限価格の基準となる価格が若干高かったことなどによるものと考えている。年度末ということもあり，入札参加者は高い受注意欲から，多くの者が最低制限価格付近での入札を行い，結果的に最低制限価格を下回り，失格になったものと考えている。

Q2 最低制限価格はいくらなのか。

A 2 最低制限価格は非公表としている。

Q 3 受注意欲があるのであれば、他市を参考に最低制限価格の設定を考えてみてはどうか。

A 3 手法として、入札参加者の価格の平均を参考に設定している都市もあるが、価格が極端に低い場合、品質確保の観点からも問題があるとして、中央公契連モデルに切り替えている都市もあり、本市としては中央公契連モデルが適切なものと考えている。

#### イ 春日樋尻樋門改修工事について

Q 4 予定価格が2000万円を超え、施工場所は春日町内であるが、参加者は3社にとどまった。工事の種別によって参加者が限定されることは避けたいが、何らかの問題はないか。

A 4 この工事は、農業用樋門の改修に併せ電動機による操作装置を付加することから、建設業法では機械器具設置工事となる。また、樋門としての水密性を保つことなど一定の技術力を必要とすることから、同種工事の施工実績を求めたものである。入札公告に先立ち、施工実績を調査したところ、市内業者とすると参加者が限定されるため、競争性の確保の観点から広島県内に本店、支店又はこれに準ずるものを有する者としたものである。入札参加者のうち1社は市外に本店のある者であり、落札率が79.5%となったのは、参加要件を拡大したことの効果であると考えている。参加者が3社となったことについては、各社の手持ち工事の状況、配置予定技術者、施工条件などによるものではないかと考えている。

Q 5 誰が入札しているのかは、事前にわかるのか。

A 5 開札するまでわからないし、入札参加者も入札結果が出るまでわからない。

Q 6 工事の種別によっては、参加者が限られる傾向があるのか。その場合、市内だけでなく、この事案のように県内にまで参加資格を求める対応をしているのか。

A 6 本市発注の工事は、原則市内業者へ発注することとしているが、この工事のように特殊な工事については、工事内容によって、品質確保のために施工実績を求めることとしている。対象となる業者数が少なくなる場合は、参加要件を拡大し、競争性の確保に努めている。

#### ウ 配水管布設工事【総合評価方式】について

Q 7 次の案件も総合評価方式の事案であるが、いずれも同一業者が落札している。この業者が落札した理由を知りたい。

A 7 主な理由は、簡易な施工計画において優れた工夫が見られたこと、企業の施工能力、配置予定技術者の工事成績及び企業の社会貢献度が第1位であることなどから、価格以外の加算点が一番高く、落札候補者となったものである。

Q 8 総合評価方式をするかしないかの判断基準はどうやって決めているのか。

A 8 工事担当課において、一定の技術力を要すると判断した場合、技術的な工夫を求める内容を検討し、入札参加者審査会において決定している。

Q 9 総合評価方式を広げていく方向か。

A 9 今年度は、昨年度より試行案件を拡大する予定である。

エ 配水管布設及び布設替工事【総合評価方式】について

Q10 これまでの総合評価方式の実施状況をみると、一部の業者に偏る傾向があるのかどうか。そうだとすれば、その改善策を検討する必要があるのではないか。

A10 この業者が落札した主な要因は、企業の施工能力と社会貢献度が第1位であり、価格以外の加算点が一番高かったことによるものである。水道局においては、これまで実施した総合評価方式は2件のみで、成果を十分検討するには至っていない。今後、さらに試行に取り組むとともに、関係課と密接な連携を図る中で、成果の検証を行っていききたい。

Q11 落札者とならなかった者の苦情申立等はあるのか。

A11 苦情申立はないが、各社から配点などの問合せはあるので、それぞれに対し説明を行っている。

オ 配水管修繕工事について

Q12 漏水が多量に発生した原因や、このようなことから、競争入札ではなく随意契約となるケースは少なくないのか、回避方法はないのか知りたい。

A12 1977年（昭和52年）に明神町地内に布設した口径800mmの配水管より、1日当たり約2,000m<sup>3</sup>の漏水が発生し、緊急に修理を行う必要があったため、随意契約により対応したものである。漏水の原因は、地盤の不等沈下によるものと考えている。水道管からの漏水は、道路の陥没や家屋の浸水などの二次災害を引き起こす恐れがあるため、早急に修理する必要があるため、例外的に随意契約により対応しているもので、業者決定に一定の日数を要する競争入札にはなじまないものと考えている。緊急対応した件数は、2008年度が2件、2009年度は1件である。なお、給水管や配水管からの漏水は、迅速な対応と効率的な事務処理を行うため、年度当初に業者と単価契約を締結している。